

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部区画整理課（審査）（06-6208-9418）
処分課（担当）名	都市整備局市街地整備部区画整理課（清算）（06-6208-9437）
処分の名称	仮清算金の徴収
概要	仮清算金とは、従前の宅地の評定価額総額に対する仮換地の評定価額総額の比を従前の宅地各筆の評定価額又は権利価額に乗じた額と仮換地の評定価額又は権利価額の差額とします。仮清算金を換地処分時以前に納付していただくことが望ましいと考えられる場合には、仮清算金の徴収を行う事があります。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第102条第1項 大阪都市計画事業長吉東部地区土地区画整理事業施行規程第21条（平成6年4月1日 条例第34号） （大阪市例規URL） https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html
処分基準	次の場合には、仮清算金の徴収を行うことがある。 1 仮換地指定の変更等により増換地となった場合その他で、それが権利者の願い出に基づくなど、換地処分時以前に仮清算金を納付させることが望ましいと考えられる場合 2 その他必要と認められる場合
ホームページ	
備考	